

オンライン転出に伴う国民健康保険の手続等について

※ オンライン以外に、郵送による届出も可能です。郵送による届出の場合は、異動届の提出が必要となります。詳しくは、京都市保険年金課のホームページ（<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000293777.html>）をご確認ください。

1 国民健康保険の転出手続

オンライン転出手続を行っていただければ、別途、国民健康保険用の転出手届をご提出いただく必要はありません。

ただし、次の①～③に該当する場合は、別途、国民健康保険用の手続が必要となりますので、各区役所・支所等へお申し出ください。

- ① 他市町村の病院や施設等へ入院又は入所するために京都市外へ転出する場合
- ② 他市町村の学校へ修学するために京都市外へ転出する場合
- ③ 世帯主が転出し、かつ、世帯の一部が京都市内に残る場合

2 被保険者証、高齢受給者証、各種認定証（お持ちの方）の返還

下記表の証は、転出日以降お使いいただくことができません。返還が必要ですので、各区役所・支所等へ郵送でご返還ください。

返還が必要な証

全員	<input type="checkbox"/> 被保険者証
お持ちの方	<input type="checkbox"/> 高齢受給者証
	<input type="checkbox"/> 各種認定証（限度額適用認定証 等）

- ※ 各区役所・支所等の住所及び電話番号は次のページに記載しています。
- ※ 紛失した場合は手続不要です。
- ※ 転出日以降に、京都市国保の被保険者証を使って医療機関等を受診された場合は、後日、京都市国保が負担した医療費を返還していただくことになりますのでご注意ください。

3 保険料の精算

京都市国保へ納付いただく保険料は転出される月の前月分までとなり、転出手続をしていただいた翌月以降に精算後の金額をお知らせいたします。

未納がある場合は、新たにお送りする納付書でお支払いいただき、払い過ぎが生じた場合は、別途お送りする還付請求に係る書類で手続をしてください。

	住所	電話番号
北区役所	〒603-8511 北区紫野東御所田町 33-1	075-432-1257 (保険年金課資格担当)
上京区役所	〒602-8511 上京区今出川通室町西入堀出シ町 285 番地	075-441-5130 (保険年金課資格担当)
左京区役所	〒606-8511 左京区松ヶ崎堂ノ上町 7 番地の 2	075-702-1168 (保険年金課資格担当)
中京区役所	〒604-8588 中京区西堀川通御池下る西三坊堀 川町 521	075-812-2583 (保険年金課資格担当)
東山区役所	〒605-8511 東山区清水五丁目 130 の 6	075-561-9197 (保険年金課資格担当)
山科区役所	〒607-8511 山科区柳辻池尻町 14-2	075-592-3105 (保険年金課資格担当)
下京区役所	〒600-8588 下京区西洞院通塩小路上る東塩小 路町 608-8	075-371-7252 (保険年金課資格担当)
南区役所	〒601-8511 南区西九条南田町 1 の 3	075-681-3328 (保険年金課資格担当)
右京区役所	〒616-8511 右京区太秦下刑部町 12 番地	075-861-2032 (保険年金課資格担当)
右京区役所 京北出張所	〒601-0292 右京区京北周山町上寺田 1-1	075-852-1815 (保健福祉第一担当)
西京区役所	〒615-8522 西京区上桂森下町 25-1	075-381-7406 (保険年金課資格担当)
西京区役所 洛西支所	〒610-1198 西京区大原野東境谷町二丁目 1-2	075-332-9297 (保険年金課資格担当)
伏見区役所	〒612-8511 伏見区鷹匠町 39-2	075-611-1864 (保険年金課資格担当)
伏見区役所 深草支所	〒612-0861 伏見区深草向畠町 93 番地の 1	075-642-3809 (保険年金課資格担当)
伏見区役所 醍醐支所	〒601-1366 伏見区醍醐大構町 28	075-571-6568 (保険年金課資格担当)

※ 被保険者証の返還等に使用いただけるよう、各区役所の宛名が記入された封筒をホームページへ掲載しています。必要に応じてご活用ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000293777.html>